

静岡労働局発表
令和6年8月5日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 横山 仁之
賃金指導官 佐藤 健司
(電話) 054-254-6315

報道関係者 各位

令和6年度静岡県最低賃金の改正答申について ～50円引上げ時間額1,034円に～

令和6年8月5日、静岡地方最低賃金審議会(会長 はた たかし 畑 隆)は、静岡労働局長(ささ まさみつ 笹 正光)に、静岡県最低賃金を現行の時間額984円から50円引上げ、時間額1,034円、発効日は令和6年10月1日とする答申を行った。

同審議会では、令和6年6月28日に静岡労働局長から静岡県最低賃金の改正決定について諮問を受け、静岡県最低賃金専門部会を設置し、静岡県内の経済情勢や雇用状況等を踏まえて慎重に審議の上、答申を取りまとめたものである。

今後は、この答申の内容についての異議申出の公示などの諸手続を経て静岡県最低賃金を決定することとなる。

答申どおりの決定となると、対前年引上額は50円、引上率は5.1%となり、引上額は過去最大と同額、引上率は現在の時間額表示のみとなった平成14年度以降最大、5%台の引上げは昭和57年以来となる。

昭和47年度に地域別最低賃金制度を静岡県においても創設。時間額とともに日額も定められていたが、日額については平成14年度以降廃止されている。

過去最大の引上げは、引上げ額、率ともに、昭和49年度の改正(昭和50年2月27日発効)時のもの。

時間額 163円 213円 引上げ額 50円、引上げ率 30.7%

日額 1300円 1700円 引上げ額 400円、引上げ率 30.8%

【参考：静岡県最低賃金額及び対前年引上率、引上額の推移】

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (予定)
最低賃金額	885 円	(885 円)	913 円	944 円	984 円	1,034 円
対前年引上率	3.1%	- %	3.2%	3.4%	4.2%	5.1%
対前年引上額	27 円	- 円	28 円	31 円	40 円	50 円

注 令和2年度については改正なし

答申の様子（令和6年8月5日 於：静岡地方合同庁舎4階共用大会議室）



畑会長（右）から答申文を受け取る笹労働局長（左）

答申文は別添のとおり